

食事標準負担額

- ◆ 食事療養を行った場合に、下記金額をご負担していただきます。

区分	対象者	負担額
一般被保険者 高齢受給者 後期高齢者医療受給者	現役並み所得 一般所得の方	1日3食 1,530 円(1食 510 円)
	低所得者Ⅱの方 (90 日まで)	1日3食 720 円(1食 240 円)
	低所得者Ⅱの方 (91 日目以降)	1日3食 570 円(1食 190 円)
高齢受給者 後期高齢者医療受給者	低所得者Ⅰの方(70 歳以上のみ) 老齢福祉年金受給者	1日3食 330 円(1食 110 円)

生活療養標準負担額

- ◆ 医療保険の療養病床に入院する 65 歳以上の高齢者の方に対し、生活療養を行った場合に、下記金額をご負担していただきます。

区分	対象者	負担額
一般被保険者 高齢受給者 後期高齢者医療受給者	現役並み所得 一般所得の方	1日3食 1,530 円+370 円 (1食 510 円) (居住費)
	低所得者Ⅱの方 (90 日まで)	1日3食 720 円+370 円 (1食 240 円) (居住費)
	低所得者Ⅱの方 (91 日目以降)	1日3食 570 円+370 円 (1食 190 円) (居住費)
	低所得者Ⅰの方(70 歳以上のみ) (住民税非課税世帯かつ一定所得以下)	1日3食 420 円+370 円 (1食 140 円) (居住費)
	低所得者Ⅰの方(70 歳以上のみ) (老齢福祉年金受給者) (境界層該当者)	1日3食 330 円+0 円 (1食 110 円) (居住費)

※ 指定難病の方につきましては、居住費の負担はありません。

※ 食事療養、生活療養に係る標準負担額減額認定証等をお持ちの方は、1F受付までご提出ください。

※ 低所得者に係る減額認定証等の交付については、お住まいの市町村役場にお問い合わせください